



# 宮崎県公報

平成28年11月14日(月曜日) 第2846号

発行 宮崎県  
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発行定日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 37,200円

## 目次

### 告示

○民有林の保安林の指定予定……………(自然環境課) 1

頁

### 公告

○民有林の保安林の指定……………(自然環境課) 1

○土地改良区の清算人の退任の届出……………(農村整備課) 1

○建設業法に基づく建設業者の営業停止の命令……………(管理課) 1

## 告示

### 宮崎県告示第737号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成28年11月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字吉野方字大中尾5652-2、5660-乙、字崩ノ谷5668-2、5669-乙、5671-1、5671-3、5671-乙、5682-1、5682-2、5684-1、5684-2、5685

2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第738号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成28年11月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林の所在場所 日南市大字吉野方字上弓折5320、5321、5329、5337

2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、千野土地改良区(串間市)の清算人の退任について次のとおり届出があった。

平成28年11月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 退任した清算人

氏名	住所
松田 幸夫	串間市大字本城 11360番地
渡会 一博	串間市大字本城 11377番地2
鬼塚 譲	串間市大字本城9540番地
田中 真寿男	串間市大字本城9668番地
田中 新悟	串間市大字本城 10642番地
渡会 今朝夫	串間市大字本城 11188番地62
山崎 貞幸	串間市大字本城 11188番地79

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定により、建設業者の営業の一部の停止を次のとおり命じた。

平成28年11月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 処分をした年月日

平成28年11月7日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び許可番号

株式会社アイアン

宮崎県延岡市大武町5453-8

宮崎県知事許可（般・特-23）第9853号

3 処分を受けた者の代表者の氏名

興梶 廣康

4 処分の内容

平成28年11月22日から平成28年12月6日までの15日間、鉄筋工事に係る営業のうち、公共工事に係るものの営業停止を命じる。

（注1） 「鉄筋工事業に係る営業」とは、注文者から鉄筋工事を請け負う営業をいう。

（注2） 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

5 処分の原因となった事実

株式会社アイアンは、宮崎県発注工事の一次下請工事において、直接的かつ恒常的な雇用関係がない者を主任技術者として工事現場に配置した。

このことは、建設業法第26条第1項に違反し、同法第28条第1項第2号に該当する。